■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙　　：１件
○対象とならなかった市長への手紙：１７件（匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。）

■対象となった市長への手紙の回答（受付年月　令和６年９月分）

対応状況凡例：○＝手紙の内容に応じて対応済
△＝手紙の内容を検討中
×＝手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	特別徴収通知書の不明瞭な記載	今回の定額減税にあたり、市県民税の特別徴収通知書を確認しましたら、定額減税されているようだが仔細がまったく不明瞭だった。課税課にて確認したら、税額控除に含まれているとの返答をいただいた。しかし、税額控除の内訳の計算式の説明文をよく見てみると定額減税は含まれていません。税額控除どころか通知書の計算式の説明文では定額減税にまったく触れられていません。公文書に記載がないのに、税額控除に含まれるというのはおかしいです。課税課に指摘したら若い女の人がただすみませんで終わりでした。公金を扱ってる自覚が無いみたいです。また、税額控除に定額減税が含まれているので控除前の課税額から定額減税している様に見えてしまうのですが、所得割額が確定してから定額減税ではないのでしょうか？控除前課税額－控除額（定額減税含む）＝所得割額ではなく、控除前課税額－控除額＝所得割額－定額減税ではないのですか？公文書が記載ミスまたは間違っているのはおかしくありませんか？返答をお待ちしております。	○○様に通知した特別徴収税額の決定通知書は、地方税法施行規則に定められた様式によるものです。今回、当該様式に定額減税に関する説明の記載がないことから、税額の確認にお手数をお掛けすることとなり、大変申し訳ありませんでした。 本年度の定額減税に関する総務省通知では、特別徴収税額通知への減税額等の記載方法は、摘要欄に「個人住民税減税控除済額○○円、控除外額○○円」など、実際の控除額と控除しきれない額が分かるよう表記することとされています。 本市においても、当該通知に基づき対応していますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	×	課税課 (36-7140)